

結果公示の備考

- ・提出された意見を踏まえて修正を実施

（電波法施行規則第 38 条第 8 項、第 41 条の 2 の 6、第 51 条の 10 の 2 の 3 第 1 項、第 51 条の 10 の 2 の 5 第 2 項第 1 号及び別表第 2 号の 2 の 2、無線設備規則第 24 条第 35 項、附則第 2 項及び第 4 項並びに無線設備規則第四十九条の二十三の七第一項第二号及び第四十九条の二十三の八第一項第二号並びに別表第三号 70 条において定められている無線設備の不要発射の強度の許容値その他の条件を定める件第 1 項第 2 号）

- ・用語・規定の整理、条項の移動など、実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を実施

（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令第 3 条第 8 号、第 7 条の 3 第 2 号(4)、無線局免許手続規則別表第 2 号の 4 の様式 4 枚目及び 5 枚目、無線設備規則第 24 条第 35 項、別表第 3 号、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第 2 条第 1 項、附則第 2 項及び第 3 項並びに登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件第 3 の 3 の二の表）